

4. 土地改良事業等における工事の安全対策に関する措置の取扱いについて

平成4年6月10日 4-60

農林水産省構造改善局建設部設計課施工企画調整室長から
各地方農政局建設部長、北海道開発局農業水産部長、沖縄総合事務局農林水産部長、
北海道農政部長、農用地整備公団業務部長あて

平成4年6月10日付け4-59号構造改善局建設部長名により通知された「土地改良事業等における工事の安全対策に関する措置について」の取扱いを下記のとおり定めたので参考にされたい。

なお、貴局管内都道府県等関係機関にも連絡願いたい。

1. 設計審査会の設置

(1) 位置付け

本制度は、基本的に工事費積算に使用する施工計画の内容について安全確保の観点から審査するものであり、当該仮設構造物、施工方法を指定するか否かについては別途検討するものとする。

(2) 検討対象

適用工事に示す条件に一部でも該当する場合には全体を適用工事とするが、検討対象は、適用工事に示す条件に該当する部分とする。

また、個別に設置されているダム委員会等で内容の検討が行われているものはそれによることができる。

(3) 設計審査会の構成

- 1) 各地方農政局の設計審査会は、当該工事の各担当課でそれぞれ個別に対応する。

建設部次長を長とし、当該工事担当課長、工事検査官、技術事務所次長、及び事業所の設計審査会の長で構成する。

- 2) 事業（務）所の設計審査会は事業（務）所の所長又は技術次長を長とし、設計及び工事担当課長、工事担当支所長、担当工務官等で構成する。

- 3) 設計審査会には、当該工事毎に必要な応じて外部の経験豊富な技術者を会員として参加させることができる。

なお、参加させた技術者には必要に応じて、その経費（謝金 大学教授級）・旅費交通費等を計上すること。

(4) 設計審査会の業務

1) 設計条件の審査

- ①設計審査会は、設計担当課からの要請に基づき設計業務の実施中において特に安全施工の観点から設計・施工に係わる審査を行う。
- ②設計審査会による審査結果は、設計担当課へ報告する。
- ③設計担当課は、設計審査会の審査結果を踏まえて、設計業務を実施しているコンサルタント等と協議する。

2) 施工条件の明示の審査

- ①工事の発注時における施工条件の明示内容に関する検討

イ．工事の発注にあたって、工事担当課が提示する工事発注に係わる施工条件の明示内容に関する検討を行う。

ロ．検討後、施工条件の明示方針を工事担当課へ報告する。

②設計変更に係わる検討

イ．設計審査会の開催は、施工中の工事に対して工事担当課等から施工条件に関する検討依頼があり、設計審査会の長が必要と判断したとき招集する。

ロ．設計審査会では、当該工事の施工条件の明示に関して検討し、その結果を工事担当課等へ報告する。

ハ．工事担当課は、必要に応じて請負業者に検討結果を提示し協議する。

3) 事務局はそれぞれの担当課に置く

2．事故調査委員会の設置

(1) 事故調査委員会の構成

1) 各地方農政局の事故調査委員会の長は建設部次長を長とし、委員の構成は農政局設計審査会に準ずるものとする。

2) 現地調査委員会の構成は、事業所の設計審査会に準ずるものとする。

(2) 事故調査委員会の業務

1) 現地調査委員会は、当該事業所にて担当する工事の事故について、事故の発生状況・事故原因を調査して事故調査委員会に報告する。

2) 事故調査委員会では、必要に応じて学識経験者等委員以外の意見を聞くことが出来る。

3) 事故調査委員会は、委員長が必要と認めたときに招集する。

4) 事務局は、設計課に置く。

3．安全管理対策協議会等の設置

(1) 安全管理対策協議会（以下「協議会」という。）の構成

1) 協議会は、発注者及び請負者（発注者と契約を交わした者）から構成する。

2) 協議会には、会長・副会長及び幹事の役員を置く。

3) 協議会には、請負者にあつては現場代理人及び専任の主任技術者（又は監理技術者）、発注者にあつては、主任監督職員及び監督職員が参画するものとし、必要に応じて関係職員も参画できるものとする。

4) 協議会には、事務を処理するための事務局を置く。

(2) 既に「安全協議会」等の名称で各事業（務）所に設置されている場合には既存の組織による。